

つい、うっかり

介護保険料を納め忘れていませんか？

滞納期間に応じて、保険給付が制限される場合があります。

1年以上滞納すると

介護サービスを利用するときには、いったん費用の全額が自己負担になります。申請により後から保険給付分(9割から7割)が払い戻されます。

1年6ヶ月以上滞納すると

申請により後から払い戻される保険給付分(9割から7割)が差し止められます。また、差し止められた保険給付分から滞納した保険料分が差し引かれる場合があります。

2年以上滞納すると

介護サービスを利用した際の利用者負担(費用の1割から3割)が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費等の支給も受けられなくなります。



介護保険制度は
みなさんの保険料が
支えています

**かんたん・便利な
口座振替がおすすめです。**

普通徴収で介護保険料を納めている人には、口座振替をおすすめします。納めに行く手間も省け、うっかり納め忘れることもなく、確実に納められます。納付書、預貯金通帳、印かんを持って、市町村指定の金融機関(銀行、郵便局等)または介護保険の担当窓口へお申し込みください。

※災害など特別な事情により納付が困難な場合には、市町村の担当窓口までご相談ください。